

名 称	日 時	会場等	お問い合わせ先
三重県中小企業団体中央会 第66回通常総会	令和3年 5/31(月) 13:30～	会場：三重県勤労者福祉会館 6階講堂 (津市栄町1丁目891番地)	総務調整課 TEL059-228-5195
第58回 中小企業団体三重県大会	令和3年 10/6(水) 13:30～	会場：アスト津 4階 アストホール (津市羽所町700番地)	企画情報課 TEL059-228-5195
第73回 中小企業団体全国大会	令和3年 11/25(木)	会場：パシフィコ横浜国立大ホール (神奈川県横浜市)	総務調整課 TEL059-228-5195

Notice



三重労働局からのお知らせ

「配偶者手当」の在り方について企業の実情も踏まえた検討をお願いします。
—女性の活躍を促進していくために—

事業主の皆様へ

女性の就業が進むなど社会の実情が大きく変化している中で、配偶者の収入要件がある「配偶者手当」については、税制・社会保障制度とともに、女性パートタイム労働者の就業調整の要因となっていると指摘されています。

税制・社会保障制度については、配偶者控除等の見直しや被保険者の適用拡大などの制度改革が行われており、配偶者の収入要件がある「配偶者手当」についても、配偶者の働き方に中立的な制度となるよう見直しを進めることが望まれます。

各企業におかれましては、労使において「配偶者手当」の在り方の検討を行っていただくため、厚生労働省において取りまとめた「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」(※)の趣旨をご理解の上、企業の実情も踏まえて労使で真摯な話し合いを進めていただくようお願い申し上げます。

「配偶者手当」の円滑な見直しのために、賃金制度設計に関する専門的な相談の窓口を利用することも可能です。

相談窓口：三重働き方改革推進支援センター (TEL 0120-111-417) (厚生労働省三重労働局委託事業)

「配偶者手当の見直しを実施・検討した企業の例」や「『配偶者手当』の円滑な見直しに向けた留意点」などの詳細につきましては、「『配偶者手当』の在り方の検討に向けて～配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項～(実務資料編)」をご参照ください。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/haigusha.html>

【この記事に関する問い合わせ先】 三重労働局雇用環境・均等室 指導班 059-226-2318

(※)「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」について
(平成28年5月9日付 基発0509第1号)



「中央会レポートみえ」へ情報をお寄せください!!

三重県中小企業団体中央会では、本誌を組合活動のPRにお役立て頂くために、イベントや記念事業、各種研修会・講習会開催の情報を募集しております。組合で行うイベントや行事等ございましたら、ぜひ情報をお寄せください。

三重県中小企業団体中央会 企画情報課
〒514-0004
津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル6階
TEL: 059-228-5195 FAX: 059-228-5197
URL: <http://cniss.chuokai-mie.or.jp/>
E-mail: kikaku@chuokai-mie.or.jp